

令和7年度寒河江市紅秀峰の里ブランド推進事業費補助金 (紅秀峰品質向上施設整備事業) 概要

市内の農業及び紅秀峰栽培等に意欲のある農家等に対し、雨よけ施設設置等の事業を支援します。

補助対象者	採択要件	補助対象経費	補助額
<p>市内に住所を有し、農業及び紅秀峰栽培等に意欲のある以下の者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業法人 ・ 農業者の組織する団体（3戸以上で組織される団体） ・ 認定農業者または「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体 	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>①整備面積が2a以上であること</p> <p>②ハウス整備予定園地の紅秀峰作付割合が概ね2/3以上であること</p>	<p>雨除けハウスの整備に必要な資材費及び資材の組み立てに係る経費。</p> <p>ただし、補助対象経費となる組み立てに係る経費は資材費合計額の10%を限度とし、これを超える額については補助対象外とする。</p>	<p>補助対象経費の1/2以内。 (消費税及び地方消費税を除く)</p> <p>ただし、補助額は予算の範囲内とし、千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。</p>

◇申請方法

- ✓ お申込みをご希望される方は、農林課農業振興係まで事前にご連絡ください。
予算額を超過する場合は、次の選考順位により、補助金交付対象者を決定します。
 - (1) 紅秀峰栽培面積の大きい方
 - (2) さくらんぼ全体の栽培面積が大きい方
 - (3) 当該事業の過去の使用状況、申込状況等

- ✓ **【必要書類】** ①整備する予定施設の見積書・設計図 ②所有する園地の植栽図・位置図 (品種がわかるもの)
※交付決定を受ける前に着手された場合には、本補助金の対象となりません。

◇申請期間 令和7年5月30日(金)まで